

奈良県告示第二百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和四年十一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
平岡クリニック	生駒市高山町七七四七一	令和二年三月三十一日
たんぽぽ薬局あすか野店	生駒市あすか野南二一―七	令和四年九月三十日
たんぽぽ薬局小明店	生駒市小明町五六〇―四	令和四年九月三十日
さかもと薬局南田原店	生駒市南田原町八二二―一	令和四年九月三十日
さかもと薬局平群店	生駒郡平群町大字下垣内一三一―一	令和四年九月三十日
なごみ薬局	大和高田市大字根成柿一七四番地四	令和四年九月三十日